

改正 平成17年5月25日

（目的）

第1条 市民の防火・防災意識の高揚を図り、災害の未然防止と被害の軽減を図るための事業に対して補助金を交付するものとし、その交付の手続きについては、補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象）

第2条 補助の対象は、八王子防火防災協会が行う防火・防災対策の啓発のための事業のうち次の経費とする。

- （1） 啓発ポスター、チラシ等文書宣伝にかかる経費
- （2） 会場費等宣伝活動にかかる経費
- （3） その他防火・防災啓発のために必要な経費で特に市長が認めた経費

（補助額）

第3条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費に必要な額とし、予算の範囲内で決定する。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条の規定による補助金交付申請は、補助金等交付申請書（第1号様式（様式略））に、事業計画書、予算書、収支計画書を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請を受けたときは、規則第7条の規定による審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（第2号様式（様式略））により通知するものとする。

2 規則第8条に規定する交付の条件は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものは除く。）。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4） 補助事業が完了したときは1か月以内に実績報告書を市長に提出すること。
- （5） 市長は、（4）により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、是正のための措置を命ずることがある。
- （6） 次のアからエまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
  - エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。
- （7） （6）により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- （8） 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- （9） 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
- （10） 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

（実績報告）

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書（第3号様式（様式略））に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 収支精算書
- (3) 作成したものの見本又は写真
- (4) その他特に市長が必要と認めた書類  
(額の確定)

第7条 規則第13条の規定により額を確定するときは、補助金等確定通知書（第4号様式（様式略））により行わなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めのないものは、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。